

産前産後期間相当分の 国民健康保険税が軽減されます！

対象者・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の方
妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です。
（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

軽減制度の内容

- 出産（予定）月の前月から翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで、
計4カ月分の所得割額と均等割額が軽減されます。
※多胎妊娠の場合は出産（予定）月の3カ月前から6カ月分が軽減されます。

産前産後期間（色の付いた期間）

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	出産予定月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎妊娠							
多胎妊娠							

※令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分のみ、保険税が軽減されます。

(例)

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月

令和5年11月に出産した場合、令和6年1月分の保険税が軽減されます。

令和6年1月より前の期間については軽減の対象とはなりません。

・・・軽減対象期間

- 国民健康保険税が軽減された結果、超過納付となった国民健康保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ①産前産後期間に係る保険税軽減届出書
- ②出産（予定）日が確認できるもの（母子健康手帳など）
- ③届出者の本人確認書類（マイナンバーカードなど）、国民健康保険被保険者証

問い合わせ

五泉市役所市民課保険年金係 TEL：0250-43-3911
村松支所市民係 TEL：0250-58-7181